

「第 11 回 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成 27 年 1 月 29 日(木曜日) 19:00 ～ 20:45

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 堺井琵琶湖環境部長、中村審議員、北村最終処分場特別対策室長、中島参事、松村主幹、長坂副主幹、林野副主幹、川端主任技師、岡本主任主事、脇阪技師

※コンサル 4 名

※二次対策工事業者 3 名

(栗 東 市) 山口環境経済部長、加藤環境政策課長、木村産業廃棄物対策室長、川端主査

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計 16 名 (北尾団地：欠席)

(県議会議員) なし

(市議会議員) なし

(傍 聴) 1 人

(報道機関) なし

(出席者数 38 名)

司会：皆さんこんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから第 11 回になります旧 RD 最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきますと思います。それではまず、開催にあたりまして琵琶湖環境部長の堺井からご挨拶を申し上げます。

部長：皆さんこんばんは。琵琶湖環境部長の堺井です。本日は大変寒い中、またご多忙のところお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本年第 1 回目の連絡協議会ということになります。どうぞよろしくお願い致します。

また二次対策工事ですけれども、昨年 4 月から本格的に着工をしているところでございます。その中で、鉛直遮水壁の工事につきましては、近隣の皆様方に騒音等で色々ご迷惑をかけたことと存じております。無事、去る 1 月 17 日に工事が終了を致しました。後程また詳しく説明をさせていただきますが、遮水壁の強度と透水性につきましては、サンプリング検査の中で十分な効果が得られるものというふうに考えておるところでございます。

もう 1 つ、選別施設でございます。概ね工事が完了しているところでございまして、来月の後半には選別作業を開始したいというような段取りを考えております。この選別施設につきましても、住民の皆様方に見学会を開催したいと思っております。どうぞまたご参加の程よろしくお願いをしたいと思います。

本日の次第の中で、議題の 1 番です、第 3 回目のモニタリング結果についてでございます。12 月にサンプリングを致しました結果につきまして、ご報告をさせていただきます。大きな傾向としては、変動はないというふうに評価をしておりますが、ただ項目なりポイントによりましては、依然として環境基準を超えているというよ

うなところがございます。引き続きまして、状況を注意深く見ていく必要があるというふうに思っております。また 5 番のその他のところで、責任追及の状況というのがございます。元社長、それから元役員に対します責任追及につきましても、ご報告をすることとしております。

二次対策工事につきましては、主要な施設整備が今進捗をしているところではございます。ただ平成 32 年度までという長い期間の工事になります。引き続きまして皆様方とは丁寧に意見交換をさせていただいて、環境対策に万全を期して参りたいと、そのように存じております。本日もどうぞよろしくお願い致します。

司会：ありがとうございます。初めにお断りをさせていただきます。会場の使用時間の関係で、最長 21 時 30 分までとさせていただきます。また本日この会場で太鼓の練習がある予定になっておりまして、音がすることもありますが、この辺につきましても予めご了承下さるようお願い致します。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。事前にお配りした資料としては大きく 2 つございまして、まず次第にホッチキス止めされているものと、資料 1 というものとあります。次第にホッチキス止めをしている方ですが、まず最初に一番上に次第がありまして、次に資料 2 として「底面遮水工における事前調査ボーリングの結果について中間報告」という A4 縦の表裏のものが付いております。その次に資料 3-1 として「鉛直遮水壁の施工について」という A4 縦の片面のものが付いております。めくっていただきますと次は資料 3-2 というところで「鉛直遮水壁の施工について ～処分場北側における地山確認調査(案)～」という資料、これも A4 の縦の片面のものが付いております。その次は資料 4 でございます「選別施設の稼働について」という A4 で表裏でございます。その次が資料 5 というところで「責任追及の状況について」という A4 の表裏のもの。最後に資料 6 というところで、前回の開催結果が付いております。

それと別に、資料 1 というところで「浸透水および地下水のモニタリング調査結果について」というものが、1 ページから 25 ページまでページが入っている A4 横の冊子を事前にお配りさせていただいております。本日追加でお配りさせていただいている資料がございまして「浸透水処理水の場内における循環利用について」という A4 縦に、あと A3 横の図面が付いたものを追加で本日お配りをさせていただいております。

以上、資料がない、落丁がある等の方がいらっしゃいましたら仰っていただきたいと思いますが大丈夫でしょうか。それでは次第に従いまして議題の方に入らせていただきたいと思います。まず初めに平成 26 年度第 3 回モニタリング結果についてということで説明をさせていただきます。

主幹：資料 1「浸透水および地下水のモニタリング調査結果について 平成 27 年 1 月 29 日」という資料をご覧ください。これを 1 ページめくっていただきます。いつもと同じところに調査地点と書いてありますが、今回特筆すべき点があります。12 月の調査では、ちょうどこの北尾団地との境界付近で鉛直遮水壁の工事を施工中でござい

ましたので、その壁のまさに上にあります、H24-S2 および H24-S2(2)については、今回井戸がありませんので欠測というかたちになっております。それ以外の 16 の浸透水、地下水井戸と経堂池で調査を実施しました。ということで、3 ページをご覧ください。調査日は、経堂池が昨年 12 月 5 日、それ以外の浸透水、地下水井戸が昨年 12 月 8 日に調査を実施しております。説明については変わっておりませんので割愛させていただきます。

4 ページ 5 ページをご覧ください。電気伝導率でございます。4 ページの浸透水および Ks3 地下水帯水層の電気伝導率は、若干ばらつきはあるもののあまり大きな変動はございません。5 ページの Ks2 地下水帯水層の電気伝導率もあまり変動はございません。

続きまして 6 ページ 7 ページのひ素です。6 ページの浸透水および Ks3 地下水帯水層でございます。No.1 揚水井戸という浸透水井戸の値ですが、0.10mg/L で、環境基準、維持管理基準の 10 倍という数字が出ておりました。この井戸につきまして変動がかなり激しいんですけども、前回 10 月の調査結果が 0.053mg/L ですので、大体 2 倍くらいになっております。ちょっと変動が激しいので今後どうなっていくかは分からないんですけども、引き続き様子を見ていきたいと考えております。Ks3 地下水帯水層では、この東側にあります H24-S2(2)が欠測ですが、この井戸がこれまで基準を超過しておりましたが、今回ちょっと欠測です。

7 ページの Ks2 地下水帯水層です。南東にあります上流側の H24-7 と処分場の西側にあります No.3-1 で環境基準を超えておりますが、値としてはほぼ横ばいの状態です。S2 につきましては今回欠測です。それ以外の地点につきましては全地点不検出という結果になりました。

8 ページ 9 ページのふっ素です。これは全地点におきまして環境基準以下になりました。検出されている浸透水の 2 地点につきましても、特に大きな変動はありません。9 ページの Ks2 地下水帯水層では、処分場西側の No.3-1 ですか、処分場北側の No.1 ですか、下流側の H24-4 で検出されておりますが、傾向としては横ばいの状態でございます。

10 ページ 11 ページのほう素でございます。まず 10 ページの浸透水および Ks3 地下水帯水層です。No.1 揚水井戸および H16-No.5 の浸透水 2 地点で環境基準を超過しております。ただ濃度的にはこの 2 地点とも、今年はほぼ横ばいの状態です。長い傾向で見ますとやや下がってるかなという状況です。11 ページの Ks2 地下水帯水層で 3 地点基準を超過しております。処分場西側の No.3-1、処分場北側の No.1、および下流側の H24-4 の 3 地点で基準を超えておりますが、この 3 地点につきましては、ほぼ横ばいの状況で、あまり変動はございません。

12、13 ページの鉛ですが、すべての地点で環境基準を下回っております。検出されましたのは、今回は No.1 揚水井戸でございます。環境基準前後で推移しております、ほぼ横ばいの状況でございます。Ks2 地下水帯水層は今回どの地点も検出されておりましたが、過去検出されている地点におきましても環境基準前後のレベルでございますのでほぼ横ばいの状況と言えます。

14、15 ページの水銀です。全地点で検出されておられません。

続きまして 16 ページ、17 ページの 1,2-ジクロロエチレンです。全地点で環境基準以下でございます。濃度的にはかつて環境基準を超過していた No.1 につきましても、経年的に見れば低下傾向にあると言えます。それ以外にも検出されている地点がございますが、ほぼ横ばいの状態あるいは減少気味の状態です。

18、19 ページの塩化ビニルモノマーです。浸透水井戸および Ks3 地下水帯水層の井戸につきましても、この最下流の K-1 だけはあとで説明させていただきますけれども、他の地点につきましても基準値を超過しておりません。K-1 地点は Ks3 層と Ks2 層が繋がった地点ですが、ここは環境基準を超えております。19 ページをご覧ください。K-1 地点とその上流側にある経堂池の東側の H24-2 で環境基準値を超えております。変動はあるんですけども、概ね環境基準前後で推移しております。H24-2 は今までで一番高い値だったんですけども、環境基準を超えるのはこれが初めてではありませんので、大きな変動はないと見ております。今後もちよっと推移を見ていきたいと思っております。No.1 につきましても、濃度は経年的に大きく減少しております。

最後に 1,4-ジオキサンです。20 ページ 21 ページをご覧ください。今回全地点で基準を超過したのは、Ks3 帯水層、20 ページの経堂池の東側にございます H24-2 (2) です。0.056mg/L で、環境基準の 1.1 倍強出ております。それ以外の地点では、浸透水井戸を含めて環境基準以下になっております。濃度は検出されている地点におきましても、経年的に見て低下傾向にあるというふうに言えると思います。21 ページに Ks2 地下水帯水層が書かれておりますが、全地点で環境基準以下となりました。

22、23 ページに、今説明させていただいた各物質ごとの結果の概要を掲載しております。グラフに無かった項目で、BOD、COD というのが 22 ページの左上に書いてございます。これは浸透水 2 地点につきましても、処分場の浸透水の維持管理基準と比較を行っておりますが、2 地点とも基準を超過しておりませんでした。浸透水・地下水の結果につきましても以上でございます。

24 ページに経堂池の水質につきましても、平成 22 年の栗東市さんが調査された結果から掲載しております。今回から備考欄に調査時の概要を書いております。参考にしてください。農業用水基準と比較しておりますが、pH と COD が前回の値から若干上がりまして、基準をちょっと超えてしまったというところがございますが、それ以外の項目につきましても全て農業用水基準以下であります。また有害物質につきましても不検出であり、環境基準を大きく下回っている状況でございます。ダイオキシンにつきましても分析に時間がかかりますので、今回は結果がございません。最後のページに、今回 12 月に調査しました全調査地点の全項目について結果を掲載しております。浸透水・地下水のモニタリング調査結果については以上です。

司会：それでは、今の説明についてご質問等ございましたらお願いします。宜しいですかね、あ、どうぞ。

住民：前も話があったような気がするんですが。例えばですね、19 ページの塩化ビニルモノマーの Ks2 層のところの No.1 と H24-2 の関係なんですけど、No.1 が下がってくる

と、今度は H24-2 が上がってきますよね。で、同じように電気伝導度も似たような感じで、5 ページですか、No.1 が下がると、H24-2 が上がっているということで、これは水脈がこう No.1 から H24-2 の方に流れてきていると予測してよろしいのでしょうか。

主幹：電気伝導率は、そこまでなっているかもちょっと長い目で見ていかなあかんと思うんですけども、1,2-ジクロロエチレンおよび塩化ビニルモノマーというのは、テトラクロロエチレンとかトリクロロエチレンの分解生成物というふうに考えております。今これらの結果が、No.1 地点におきましても H24-2 地点におきましても、同じような傾向を示しておきまして、No.1 で例えば 1,2-ジクロロエチレンが下がれば、塩化ビニルモノマーも下がるということになっております。H24-2 につきましても同じような傾向があります。

ということから考えますと、分解生成物ではあるんですけども、分解によって塩化ビニルモノマーが増えていってるとというのは、タイムスパン的には、25 年からの調査ではちょっと考えられなくて、No.1 の方が下がってきて H24-2 の方が上がってきているということは、地下水の流れに沿って、No.1 にあった浸透水が、汚染された地下水が徐々に希釈はされながらとは思いますが、流れてきているという形には、この 2 物質を見る限りは思われます。電気伝導率もそれに合わせて動いているかどうかは、まだ十分考察ができてない部分はあるんですけども、ちょっと今の段階ではそこまではわからないですね。

司会：他にございませんか。

住民：今後こういう水質のね、モニタリングというのは、対策効果を評価していくうえで 1 つの非常に重要な事柄だと思います。そういうことをみんな関心を持ってですね、この動きを見ていくということが、ますます重要になっていくと思いますね。

で、今〇〇さんのご質問とほとんど同じような内容なんですけども、ひ素につきましてもね、例えば No.1 の浸透水、これは昨年くらいから急に大きな、一昨年ですか、平成 25 年だから一昨年ですね、急に、今まで割と安定した形があったのが急に動き出して、大きな変動ができています。これはどういう原因なのかというのですね、色々その都度推察されてご説明もいただいたような気が致しますけれども、これは記録に残しておく必要があるんじゃないかと。この時はこう考えた、それが今後どういうふうになっていくのかというのをですね、そういうことをね、きちっと見ていかなきゃいかんと思いますので、記録に残していただきたいと。どういう理由でこれがこういうふうになったのかという、いわゆるいろんな状況から推測されたりしますね。で、明らかにこれ異常なんです。今まで安定してたところが急に変わり出すとか、何か原因がある。その原因がなんなのかとか、ある程度推定していかなきゃいけない。

主幹：一番原因として考えられるのは、以前 A3 の時もそうですし、今回 No.1 揚水井戸もまさにその井戸なんですけども、浸透水をくみ上げて、揚水して水処理施設で処理

して下水に放流しております。その為ですね、浸透水の井戸の水位が低下して、周りから浸透水が集まってきている状況です。それが故にですね、水位が変わることによって、色々な水を引っ張ってきているというふうに考えられます。

浸透水は周りからの地下水ですとか、雨水によって、それが廃棄物に触れることによって浸透水になりますので、そういった雨水とか周辺の地下水の、あるいはそういった水位によって変動した水が色々な各方面から入ってきて、井戸で混ざり合った体でこういう数値になっているというふうに考えます。

住民：ここだけじゃなくてね、他にも色々、他の物質につきましても、ちょっと動きがおかしいなあというところが何点かありますね。

主幹：どこでしょう。ひ素は確かに変動がちょっと激しい。

住民：ひ素だけじゃなくて。

主幹：例えばどの物質でしょう。

住民：先程の塩ビの問題にしましてもね、何点か細かく見ていきますとね、なんでこういう動きをしてるのかなあと。ちょっとよく分からないなりに何かこう原因があるのかなと。そういうふうを感じるころはあるように思うんですね。

主幹：えーと。

住民：ひ素にしましてもね、今色々ご説明いただきましたけども、現実にこれだけあるということです。現実にそれだけあるということです。そういう事実はしっかりと把握していただいて、そういうことで色々動いてるんだらうというのはわかるんですけども、現実にこれだけあるということですからね。

主幹：今後掘削していくとまた状況も変わりますし、一時的にはありますけども、浸透水の状況を掻き乱しますので、むしろこれよりも悪くなっていくということも一時的にあるかもしれませんけども、その長いスパンで見ていって効果があるかないかというのを判定していきたいと思いますので、その都度その都度、論評をできるだけ分かりやすく、今回言葉足らずの部分があったとすれば、ちょっとそれは加えさせていたきたいと思います。

住民：よろしく。

司会：他にありませんか。それでは無いようですので、議題の 1 についてはこれで終わらせていただきまして、次に 2 つ目の議題ですね、底面遮水工における事前調査ボーリングの結果についてに入らせていただきます。こちらの方については鴻池 JV よ

りご説明をさせていただきます。

業者：こんばんは。鴻池・不動テトラ・八田 JV の〇〇です。よろしくお願いいたします。底面遮水工における事前調査ボーリングの中間報告ということで前回報告させていただきました。それから、変わったところですね、A 工区の No.1 と No.2 をその後調査しております。そこが変わったところですが、No.1 と No.2 というのは A 工区のこの辺りですが、その結果が書いてありますのでご説明します。A 工区の No.1 につきましては、粘土層の有無が確認されました。粘土層の上面の標高が 122.38、地表からの粘土層上面の深さというのが 17.55m、粘土層の厚さは 0.95 以上あるということが確認されました。

それから No.2 にきましても粘土層が確認されました。それで粘土層の上面標高が 125.33m、地表からの粘土層の上面の深さというのが 12.9m、それで粘土層の深さというのが 1.2m 以上あるということが確認されました。それと A 工区の No.4 ですが、表の方では未調査となっておりますが、今日から調査ボーリングを始めておりますので、また結果が出次第報告したいと思います。

それから E 工区につきましては、ちょっと絵の方に、No.12 というのをちょっと入れたんですが、こちらについてはこの、この間予想した赤い粘土層の切れ目ですね、そここのところをもっとはっきり分かるようにするために、とりあえず No.12 入れさせていただきました。これについては県さん、建技さん、こちらの JV の方で検討中で、計画中でございます。とりあえず No.12、あとこの辺がいるんじゃないかなというところで計画中ですので、こちらの方も場所が決まり次第報告させていただきます。説明は以上です。

司会：今の説明についてご質問等ございましたらお願いします。

住民：粘土層の厚さですね、これはどうやって調べられたんですか。

業者：これはボーリングの長さそれから粘土層の厚さ、深さがありますよね。その間が。

住民：その厚さ、深さというのはどこに。

業者：だから、粘土層の上面の標高っていうのが 122.38m ですよ。ここにボーリングの長さ自身が書いてないので、ちょっとこれからは分からないですけども、ボーリングの深さと。

住民：粘土層のこれ上面ですよ。

業者：そうです。これよりも 95cm 深くボーリングをしたんです。

住民：それから後はまた。

業者：それから後は抜いてないので、0.95 以上ありますよということが粘土層の深さ、厚さが分かりましたということで書いてあるんです。

住民：ちょっと待って、分かりにくい。粘土層の上面までは。

業者：仮に、10m ボーリングしましたと。で、9m のところで粘土が確認できましたということになると、1m 以上粘土があるということが分かりますと。

住民：そこはわかりますね。だけどここに書いてあるのは、粘土層の上面の標高ですよ。

業者：そうですね。

住民：それと粘土層の上面の深さですね、地表からの。粘土層の底は書いてないですよ。

業者：底までは掘ってないんです。

住民：掘らないで何で深さが分かるんです。

業者：え？

住民：どうして厚みが分かるんです。

業者：だから、ボーリングの長さは地表から何 m って、ありますよね。だから、ここには「以上」と書いてるだけで、なんぼの厚さになるとは書いてないんです。

住民：ということはここまでは掘ってる訳ですね。

業者：そうです。

住民：ということは、ここに書いてるのは上面の。

業者：深さしか書いてないんで分かりづらいんですけども。そうです、それよりも 95cm 掘ったんで、それ以上は粘土がありますということが、No.1 から分かると。

住民：ボーリングの深さじゃない訳ですね。

業者：どれがですか。

住民：ここに書かれてるのはボーリングの深さじゃないと。

業者：ああ、ボーリングの深さじゃなくて、その粘土が確認された標高とか、掘ったときの上からの深さと。

住民：分かりました。ここにそう書いてないからどうしてこれが分かったのかなと思って。

住民：今の説明はよく分かるんですけどもね。いくら以上というのと、以上がなくて数値がピタッところ。

業者：ピタッと数値があるのは、これは貫通しました。

住民：これ貫通したらいかんのですよ。貫通せんようにしてるんじゃないんですか。

業者：いや。

住民：どうせ後で補修するところだから貫通してもいいと、こういうことですか。ここは補修場所になる訳ですか。

業者：そうです。矢板がもっと内側にありますので、ここは補修する場所になります。

住民：粘土層がしっかりあってもそこに穴をあけてそこを補修すると、そういうことですね。

業者：で、あの。

住民：じゃあ「以上」っていうのは、もうそれ以上掘る必要が無いから途中で止めたと。

業者：そうです。

住民：粘土層の厚さは前の資料で確か 50cm 以上あればいいというようなことだったですね。例えば B 工区の No. 8 なんかですとね、5m40 も掘って貫通させとるんですね。なんでこんなにたくさん掘らなきゃいかんのですか。

業者：どうしても、粘土の。No. 8 はですね、実際は試験をやってるんです。ここで透水試験とかを、試料を取りまして、ここには載せていませんけれども、採ってますので。そこでここが Kc3 層というのがどれくらいの透水性を持っているものかとか、そういうことを調べたいと思って、ちょっと深く採らせていただきました。

住民：50cm あればいいところを 5m40 も掘って、しかも貫通させて。

業者：浅いところから出てきましたので。

住民：ちょっとよく分からない。

業者：はい、すみません。

住民：この柱状図、出していただけますか。

業者：柱状図はございますのでまたお出しさせていただきます。

住民：それとね、この D 工区のところですね。D 工区のところ、これだいぶ範囲が広がっていますね。それで前回確か No. 4 と。

業者：NO. 11 でしたね。

住民：No. 11 との間にもう少し調査が必要があるんじゃないかということで No. 12 を。

業者：これは暫定位置なんで、まだ計画中で、はっきりは決まっておりません。

住民：それはいいんですけどね。それは、4 と 11 の延長線上なんですけれども、それよりもね、範囲がもっと上の方に広がるという可能性は無いんですか。

業者：だからこれ 1 つだけではなしに、これはとりあえず入れただけで。

住民：いやいや、ですからね、この延長線 4 と 11 の間の線上じゃなくて、例えば 10-3 とかですね。

業者：だから、上の辺りですよ。

住民：そうです、そこから上の方。

業者：この辺りとかで今これ想定で入れてるんですけども、その辺、この黒いところが粘土が出てあって、オレンジ色のところも出てるんです。で、この 7 からも出てますんで、どっかこの辺がちょっとあいてるかなというのと、この辺がちょっとさみしいなあというのがあるんで…

住民：例えば 10-3 とか 10-6 の上とかあのへんもないでしょ。

業者：だから、この辺と、この辺と、ここはほんでコンクリートの構造物があるんで、この上はちょっと抜けない。

住民：ああ、それはいい。

業者：はい。

住民：ここは見ていただきたいと言ってるんです。

業者：うん、そうですね、ちょっとこの下の構造とかは私にはわからないので、その辺はまた調べてから考えると。

住民：またもう少し拡張して調べていただく必要があると。

業者：これは現在計画中なので、それで場所も分かったらご報告は致します。

住民：その旨、はっきり書いといて下さい。

業者：わかりました。

住民：△の12だけ追加されて、他はもうこれで。

業者：いやいや、これだけ追加してやめようって話じゃないんです。

住民：じゃないんですか。

業者：ええ、全然そうじゃないです。

住民：じゃあそういうふうを書いて下さい。

業者：はい、わかりました。

住民：線、点線でこの範囲にはっきりと書かれてるじゃないですか。

司会：他にご質問ございませんか。それでは議題の2つ目については以上にさせていただきまして、次3つ目の「鉛直遮水壁の施工について」ということで、まず資料3-1についてJVさんの方から説明をさせていただきます。

業者：鉛直遮水壁の施工についてですけれども、TRD工の方が、ここの北尾の自治会館側からこういう方向と、こっちの旧浸透水処理施設があったところの方からこういう方向で施工をさせていただきました。1000㎡に1回の割合でウェットサンプルと言うのをやらせていただきました。地点で言いますと、ここのブロックの9番ですね。

ブロックの7番、ブロックの6番、ブロックの2番、ブロックの5番というような順番で採らせていただいています。この下の表に書いてありますように、採取日が平成26年11月28日、それからブロック7番につきましては12月8日ですね、6番が12月17日、それから2番につきましては12月22日、ブロック5番につきましては1月9日に採らせていただいています。材齢につきましては、4週強度の28日をもって判断しております。

ブロックの9番につきましては一軸圧縮強さが平均で4325、ブロックの7につきましては2404、それからブロックの6につきましては3024、ブロックの2につきましては1663kN/m²ということになってます。規格値としては500kN/m²以上ということになっておりますので、全て判定としましては良ということになっております。それと透水係数の方ですけれども、ブロック9につきましては平均値で 4.1×10^{-8} cm/secです。ブロック7につきましても 4.6×10^{-8} 、ブロック6につきましては 3.4×10^{-8} 、ブロック2につきましては 3.9×10^{-8} 、となっております。規格値の方が 1×10^{-6} cm/sec以下となっておりますので、こちらの方も全て判定良であることを確認しました。ブロック5につきましては採取日が1月9日ですので、試験日が来月の6日、2月6日ということになりますので、結果のほうは出ておりません。品質確保については以上です。

司会：今の説明についてご質問ございますか。

住民：一軸圧縮強さ、これですね、平均値、どうしてこのブロック2番がこんなに低くて、9番はこんなに高くて、この差はどうしてですか。

業者：ばらつきというのは、自然を相手にしてますので、土の中の砂の割合とか粘土の割合とか、いくらかその地点によって変わってきますので、これくらいのばらつきは出るものです。

住民：2.5倍くらい違いますよね。

業者：はい。

住民：こんなにも差が。

業者：TRD協会というところがありまして、そこの技術資料とか見ましても、これくらいのばらつきは出てるようです。

住民：これは大体何が多かったですか。

業者：多分粘土が多かったんだと思われまして。

住民：ということは粘土が多いとやっぱり強度が弱い。

業者：そうですね。

住民：ということは僕が最初から懸念していた通りなんやね。

業者：弱いといっても。

住民：粘土が入りつつたら難しいやろうというのを指摘してましたよね。

業者：規格値というのが 500kN/m^2 以上ということになっておりまして、その大体 3 倍以上はあるということなんで、判定としては〇と、良としております。

住民：長いこともつことを優先してください。

住民：すみません、これくらいのばらつきは構わないんだというような。

業者：構わないというか、そういう知見が載っていますっていう。

住民：知見は載ってるんですけども。これ事前に配合は検討されてるわけでしょう。

業者：配合は検討しています。

住民：その配合でやってこんだけばらつきが出るんですか。

業者：あります。室内試験というのもやっておりますので、そのこのところでの一軸圧縮強度とかは出しています。だいたい。

住民：やはり 3 倍近いんですよ。このばらつきの幅っていうのは。

業者：そうですね、あの。

住民：規格が 500 で、それに対して一番低いところでも 1600 あるから、3 倍以上あるからいいんだと、そりゃいいんでしょうけどもね、これだけばらついたらね、やっぱり信頼性は落ちますよ。

業者：基本的に平均値がクリアすればいいというふうには考えてません。ばらつきがあるのは、どうしても仕方がない事なので、一番悪い場合で、一番悪い場合でも、今の大きい場合と低い場合と出るんですけども、どれが平均値とかないんですよ。で、大きくぶれた場合、これは何も問題にならないと思いますが、大きく下にぶれた場

合、これは非常に問題になります。これが一番下のものと、一番上のものと、平均でクリアしてればいいじゃないかという考え方はしません。一番下になっても、最低でも規格値を超えるような設計というふうに考えてやっていますので。

そうするとどうしても全体に上へ上へ、最悪の場合を考えますのでね、上へ上へ行ってしまうんですよ。で、今一番低いのも規格値の3倍程度に収まっていますけど、極端にもっと悪いこともあるかもしれない。で、そういう設計をしていますので、どうしてもこれくらいの強度のブレというものが出てくるんです。

住民：やっぱりばらつきがあるということは、今言われましたけど、そのばらつきがあったら一番下で確実に抑えられるかという問題がある。

業者：それは、そのためにこういう試験をして確認をしているということなんですけども。

住民：もう1つはね、1000㎡に1つと言われましたね。1000㎡は長さ×深さの面積ですね。

業者：そうです。

住民：それで1000㎡に1つとれば、ばらつきはね、十分問題無く吸収されるのか。全然問題ないのか。1000㎡に1つのチェックでね、その辺どうなんですか。

業者：1000㎡の1つというのは。

住民：これがね、非常に、強度にしる何にしる、均質であればですよ、これは1000㎡でも十分信頼できると思うんですけども、これだけ大きな変動があって、しかも1000㎡に一点でしょう。それで大丈夫なのかという。

業者：TRD協会というのがございまして、そこが1000㎡に1ヶ所というふうにしておりますので。協会ですので、長い経験に基づいてそれでやればいいと規格されたと思うんですけども。

住民：どういう根拠でそれで良いんだということを確認されずに、協会だから、協会が決めた数値だからそれでいってるんだと、そういうことですか。

業者：そういう言い方をされればそういうことになります。それは計画の時点で1000㎡に1ヶ所と言うのは説明させていただいておりますので、それは納得されているというふうに考えております。

住民：そもそもこの鉛直遮水壁というのはどれくらい対応すれば、この二次対策工事としてはいいんですか。耐用度、どれくらい、何年くらい持たせられればいいんですか。これは県の方に聞いた方がええのかもわかりませんが、だから、それとの関連

もあるんですよ。

いやもう、その工事の完了後 5 年か 10 年もてばいいんだと。その間には鉛直遮水壁の役割はそれで十分終わり、終わってもいいんだと言うのであればそういうなりの考えもできましょうし。それじゃやっぱりもっと半永久的にもってもらわなくちゃいけないんだと、いわゆる地下水の出入りを遮断するというような意味ですよ。もっと半永久的にもたせなければいけないと言うのであれば、もう少し品質的なばらつきとかですよ、信頼性を高めていただかないといかんのではないかと。ちょっとこのデータを見てばらつきが大きいのでちょっとびっくりしたんですけどね、そのためにやはり事前に配合のテストをおやりになってですよ、一番そのベストの状態に近い状態で配合を決めておやりになっておられるのかなと。

業者：ベストの状態で決めた結果が、やっぱり一番悪いところがまあ、こういうのがでてきたと、良いところではこういうふうになってると、これは問題ないかと、そういうふうには私共は理解しております。

住民：規格値通れば上が高く出ても、ばらつきがあってもいいんだという考え方が僕はちょっとおかしいと思いますが。

業者：ばらつきが出るのは、やっぱり土の状態というのを全部把握しての作業ではないんで、これはある程度やむを得ないことだというふうに理解しますが。それで、やっぱり、悪い時でも最低限のものをクリアする設計を致しますので、どうしても上へ上へと行く。良いものに当たってしまえば、これが悪いのかもしれないし、もっと悪い物があるかもしれない。たまたまいいものに当たったらこういうふうになるかもしれない。これは一番下がクリアすればいいというふうに考えての設計ですね。

住民：まあ、そういうことで。じゃあ今日のところはそういうふうに伺っておきます。

業者：お願いします。

司会：他にご質問ございませんか。

住民：聞いているかもしれんですけども、何もわからなかったので教えて欲しいんですけども。規格値っていうのは何を基準に規格値とされてるんでしょうか。で、この規格値がクリアできればこの現場では大丈夫ということは、どういうことからそれぞれ考えられているのかをお聞きしたいんですけども。

業者：ちょっとそれは設計の問題になってきますのでちょっと代わります。

コンサル：建設技術研究所の〇〇です、お世話になっております。今のご質問の規格値 500kN というのは、さっきもちょっとお話に出ていました、協会の標準的な TRD を作

るときの強度の規格値というふうになってるんですけども、今回の TRD 工法に関しましては、土の中に入れるということで、その土の中に入れたときには左も右も同じ土が入っているとしますと、同じ力がかかってますので、理論的には強度は必要ないということになります。ただ TRD という壁を作って、均一な硬さであるとか透水係数というものを作る為に、どのぐらいの固さになればそのニーズが確保できるかというのは、協会等でですね、色々施工した中で決めた数値と言うのが 500kN です。前も見ていただいたあの固さがそれ以上のものになるんですけども、一応そういった 500kN というのと、もう 1 つは地盤の中の今の硬さどれくらいですかというのも、簡略で換算しますと、だいたい例えば 300kN とかというような硬さの地盤になっています。その中にだいたい同じぐらいのオーダーの壁を作る、しかもある程度硬いものを作る、ということで、今回のその協会で規格されている 500kN というのをそのまま使わせていただいているということでございます。

住民：300kN ていうのは、今の処分場が 300kN？

コンサル：はい。

住民：処分場が 300kN？

コンサル：処分場というか、下の地盤の中ですね。たとえば、今までボーリング調査した中で N 値という数値をちょっとお伝えしたことがあると思うんです。N 値が 10 とか 20 とか。あれは下を叩いてですね、硬さ測ってるんですけども、そこから換算したときに、だいたい 300kN とか 500kN とかっていう数値がだいたいこの今の地盤の中の硬さというふうに考えてます。

住民：今のっていうのは、そこの現場のところってことですかね。一般的では無くて。

コンサル：一般的では無くて、ここの現場の。現場の実際の粘土層とか砂礫層とか砂層とかいところの硬さですね。大体 N 値が 15、20、30 といったところの数値を換算するとそのぐらいになります。

司会：他にご質問ございますか。

(住民にサンプルを回覧)

住民：ちょっと、これ何日経ったやつ？これでどのぐらいの時間経ってるの？

業者：50 日くらい。

住民：これ爪で砕けますね。

コンサル：ここ（角）はそうですけどね。

業者：コンクリートではないので。ソイルセメント。

住民：でも一緒ですよ。ここで砕けるということは中も砕けますよね。あれ、前見せてもらったのありますよね。あれは本当に硬かった。

業者：こちらの方が硬いと思いますよ。

住民：いやこんなんじゃなかったですよ。あれは全く歯が立たなかったのに。

業者：いえいえ。それが一番硬い。

住民：ええ。

住民：ぼろぼろくずれてる。

コンサル：外は欠けることはありますけど。

住民：欠けますね。爪型がつくね。

コンサル：周りのところはどうしても。こう押したときに 500kN というのはだいたい 1m 四方の上に 50t 乗ってると思って下さい。ダンプトラックがだから 5 台そのまま 1m²の上に乗ってるくらいと思っていただいたらいいですわ。だから、その上に 50t 乗ってるのが今、500kN という規格値になってます。

住民：それで崩れなければよい。

コンサル：はい、そうですね。で、それが今鉛直に立って、右も左も同じ土が入ってますから、基本的には左から右から傾いた力がかかってませんので、本当は理論的には強度は要らないんですけど、っていうことですね。

司会：よろしいでしょうか。それでは次に資料 3-2 のご説明に移りたいと思います。では、お願いします。

コンサル：それでは引き続きまして、鉛直遮水工のですね、北側における地山確認調査（案）ということでご報告等させていただきたいと思います。先程のお話にもありましたけども、TRD の鉛直遮水工が、北尾団地側からこういう形できて、ちょうどここが経堂池で、ここがため池のところですけども、最後のところの、これが「折れ曲

がり部」というふうに今呼ばせていただきますけども、ここまでずっと TRD が施工済みで完了致しました。

最後こちょっと折り曲がり部がある。これは、以前もお話しさせていただきましたが、ちょうどこの下流側のところは、廃棄物を全て取って、砂層のところを実際に止めていくという側面遮水工をするというお話があったと思います。ただ、こちらの方は鉛直遮水をする。そこを繋げるところがちょうどここになっています。繋げるときに、こっち側は鉛直で行き、こっちは斜めに行きますので、どうしても折れないと接触しないということで、折れ曲がり部を作ってます。ただ、そこはどこですかというと、当初の想定調査からは、ちょうど地山、廃棄物があまり無いところを狙ってたんですが、残念ながらちよっとこの辺をずっと床掘りしていくと、ちよっと廃棄物があるようだということが分かりました。

それで一旦施工を止めさせていただいて、この黒点が 2 つありますが、No.1、No.2 と書いてますが、少しボーリングさせていただいて、1 の方は無かったんですが、2 の方で 6m 位廃棄物がちよっと確認されました。で、普通の床掘りではちよっと届かないです。そのまま TRD をやりますと廃棄物の中に TRD の壁を作っちゃいますから、止めさせていただいたのと、それとそこのやり方を今後どうするかというのを検討するために、ちょうどこちらの方ですね、オレンジの中のところを、廃棄物の深さが実際どうなのか、今までの調査でさらに施工に入って、より詳細に調査して施工に入らせていただきたいと思ひまして、ここの調査をさせていただくことにしております。

まずは試掘調査の方ですが、この青いラインが大体今から矢板を入れまして、この内側を廃棄物取っていくことになっていきますが、ちょうどこの辺りを試掘して、廃棄物の深さを確認したい。で、今、廃棄物をあまり深くないと想定してましたけども、ちよっと深かったらですね、かなり、こう、ずぼっと廃棄物を取りに行く工法を追加しないといけないかもしれませんので、試掘した結果、今赤△が 7 つありますが、だいたいこの辺りにボーリング調査を追加でさせていただきたいと思ひてます。で、今この地点は仮決めで暫定地点で、もう少し施工側とですね、協議しながら最終決定したらまたご報告を差し上げたいと思ひますが、だいたいこの辺の 7 地点をボーリングして深さを出してですね、で、実際に側面遮水をする時の掘削の仕方とここの接触のさせ方を、計画を再提出させていただくということでございます。

引き続いてこちらの方に矢板を施工するにあたって廃棄物の深さをしっかり見ときたいので、これも試掘の方はこの用紙には書いていませんけども、引き続きさせていただくということでございます。この辺り、また調査地点とかですね、あと調査結果等決まりましたら、結果出ましたら、引き続きご報告させていただきたいと思ひております。以上です。

司会：今の説明につきましてご質問等ございませんか。

住民：ここの継ぎ目のところはどうされるんです。言葉で言いにくいんですけど、遮水壁みたいなところの折り曲げる部分、またされますよね。それとの接点というのはどのように繋ぐんです。

コンサル：ここが鉛直遮水工で、ここからは側面遮水工ですので。鉛直遮水工は垂直に
ってますよね。側面遮水工は廃棄物を掘削したところに当てますから、斜めに来ま
すね。で、こう来ますね、これだとやっぱりこの△の部分が開いちゃうんですね。
だから、それをここでシャッターするために折ってる。

住民：それは分かるんです。それは分かるんだけど、その先にしてあった鉛直遮水壁と、
新たに作る所との接点のところは。

コンサル：ここですか？

住民：きちっとなるんですか？

コンサル：なります。今、壁をですね、付けた後に、それに被せるように次作りますから。

住民：被せる。

業者：はい。ギリギリで作るのではなくて、ある程度こうダブらせて作ります。

住民：ということは、今のそちらの図でいくとちょっと切れてるように見えてるけども、
切れてるんじゃないかと。

コンサル：切れてません。ちゃんと縫い付けて。そこはちゃんと引っ付けます。

司会：他にございませんか。

住民：***どけた後に遅らせて。

コンサル：それはどちらが早い方が良いかも含めて、あの辺は廃棄物の深さ見てですね、
ちょっと再検討させていただくということで。

住民：お願いなんですけども。

コンサル：側面遮水のですか、それは掘削した廃棄物によるので、今は。

住民：すみません。ボーリング調査をすることに関してのお願いなんですけども、その箇
所は栗東市の処分場であった箇所、かなり古くから廃棄物が埋め立てられてた可
能性があるんですね。そうすると、いわゆるサンドイッチにゴミが入っている可能
性があるんですよ。つまり、一旦ゴミがあって、それから何か上にまた土かぶさっ
て、またゴミがあるという形。だからボーリング調査したときに「あ、土が出てき

た、ここでもうごみが無くなった」というふうには思わないで、その底にまだゴミがある可能性がある訳ですね。その点をですね、確認をしっかりと取っていただきたいなと思います。

コンサル：ありがとうございます。実際試掘したときも、この辺りのところで土が出た下にやっぱり廃棄物がありましたので、申し上げた通り多分サンドイッチ状態になってますので、地山確認は慎重にさせていただきたいと思います。

司会：他に何かございますか。それでは議題の 3 つ目につきましてはこれで終わらせていただきまして、次、議題の 4 ですね、選別施設の稼働についてということで、鴻池 JV の方からご説明をします。

業者：鴻池 JV の〇〇と申します。それではちょっとあの選別施設についてご説明致します。現在やっとなんとか機械が座った状況でございまして、試運転等をして本格運転にかかりたいというふうに考えています。ここが今作っております選別建屋というもので、このような振動スクリーンとか風力選別機等が、全てこの仮設テントの中に囲っております。で、それによって粉じんとかが外にできるだけ出ないように配置をしています。この中については集塵管理装置で管理してるというのが設備でございます。この辺の設備については、次のスライドでご説明致します。

まず、選別の考え方なんですけれども、詳しくはまた現場見学でご覧いただければ分かると思います。簡単にご説明します。まず地山から掘削しました廃棄物土を、この仮設テントの横側に設けております粗選別ヤードというところで、300mm 以上の大きなものと以下のもの、あと有害物というものに分けます。300mm 以下のものについては先程申しました仮設テントの中に持っていきまして、まず含水が高いものについては、助剤を入れまして、選別しやすい性状に改質します。その次に振動スクリーンというものに投入しまして、50mm 以下のアンダー材、50～100mm のミドル材、100mm オーバーのオーバー材、という 3 つのサイズに分けます。

オーバー材については、手選別でいわゆる可燃物、不燃物等のゴミを取り出します。50 アンダー、50～100 については三次選別ということで、ここでもう一度 25mm アンダーと言うんですかね、粒径の小さい土砂を取り除いた後、風の力とか磁石、そして手選別によりまして、最終的にこの場所に埋め戻します選別土、そして岩石、アスコン類、これの 2 つについては埋戻しを行います。で、場外処分する木片、紙類、布、ビニール等、これ可燃物ですね、軽量物、可燃物と、ガラス陶磁器物等に分けます。この 2 つについては場外処分するものでございます。これらの処理につきましては、先程説明しました仮設テントの中で選別作業を行います。

これが一番最初に 50 アンダー、50～100、100 オーバーの 3 つの粒径に分ける振動スクリーンというものです。これが 50 以下の物の中の土をもう一度分けるハイバウンドスクリーンというものです。これが 25mm～50 の間の物の中の軽量物、重量物に分ける風力選別機でございます。こいつは分けた後の重量側の物の中に可燃物はどうしても少し混じりますので、それを手で取り除くための手選別コンベアです。

これは一方ですね、50～100 のミドル材という物の中にどうしても廃棄物に付着している土砂等がございますので、それを振り落す機械、ディスクスクリーンという機械です。これが 50～100 の中の軽量物、重量物を分ける風力選別機です。こいつはまたその中に含まれている、重量材に含まれている可燃物を手選別する選別コンベアというものです。これは風力選別機でどうしても風で送りますので、その風の中に含まれている微粒分を取るサイクロン、そして集塵機でございます。このような設備を使って、先程申しましたような場内に埋め戻す選別土と、アスコン類、ガラ類ですね、それと場外処分する廃棄物に選ります。

今回私ども技術提案の中で選別精度の向上ということで、元々の設計にあった考え方を少し改善しております。それについて簡単にご説明します。お手元にお配りしているところにもありますので、併せて見ていただければ幸いです。まず当初の設計はどういうことでされているかということなんですけれども、先程申しました自走式スクリーンというもので、50mm というスクリーンで、50mm アンダーの選別土の中に、どうしてもゴミが、ビニールとか紙くずとかのゴミが入りますので、それを風の力で取り除くというようなことが設計でございました。ところが 50mm アンダーの選別土の中には、どうしても軽い土砂が入っております。で、この土砂を風で飛ばしますと、どうしてもその場外処分するところに、ゴミの側に行ってしまうので、どうしてもこの風の力を弱くしないと、どんどんどんどん、場外処分する方に行ってしまう。そのためには若干弱い風になってしまうということになりますと、残す選別土の中にゴミが入ってしまう可能性が高くなります。

そこで私ども、技術提案の中で、50mm オーバーの選別土をもう一度 25mm のスクリーンに振るうことによりまして、まず 25mm の選別土砂をまず先に回収する、そのあと 25mm よりも大きなものであれば、強い風で飛ばしても、25mm 以上の粒径のものは結構重いですから、ゴミの方に飛ばずに選別土の中に落ちていくということです。これによって、選別土の中の廃棄物の混入量をできるだけ少なくしてやろう、そして場外処分するゴミの量を減らしてやろうということで改善の提案をさせていただいて、現在このような考え方で選別施設は構成しております。詳しくは、現場見学のと きにもう 1 度ご説明させていただいた後、現場で見ていただけたら幸いです。以上でございます。

司会：今の説明についてご質問等ございますか。

住民：その説明の時にはフロー図というか、それはまた、もっと概要図とかそういうのね、それは配布されませんか？

業者：これはですね、現場に来られた時にご説明しますし、また詳しいフローは配布させていただきます。ちょっと今の説明では多分なかなかお分かりいただけないと思いますので、きっちりとフローで説明致します。

住民：素人なので教えていただきたいんですけどね、その新しい改良によって、例えば

タン電池ありますね。ボタン電池、普通使っている。あのボタン電池はちゃんと廃棄物になりますか。土の方に入ってしまいませんか。

業者：そうですね。25mm というサイズで行くと、ボタンは多分 25mm よりも小さいんですよ。そうすると、申し訳ないですけども、埋め戻す土砂の方に入ります。

住民：それじゃまずいんじゃないかと思うんだけども。

業者：そうですね。どうしても全てのものを完全に廃棄物、25mm 以下のもの、埋め戻すものの中に廃棄物が全く入らないかと言うと、やはりそういうことはできる技術はございませんので、できるだけ廃棄物を取り除くということで今私どもは考えてます。

住民：その埋め戻す段階での目視検査みたいなものは無いんですか。

業者：埋め戻す時にはですね、埋めるかどうかという適正か、埋め戻して有害じゃないかというものの検査を 300m³ ごとに致します。

住民：それだとどのくらいの精度なんですか。

業者：ですから、有害でないかどうかということは分かります。ただ、埋め戻す土砂の中に廃棄物が全く入ってないかと言うと、そうではございません。

住民：だから、実感がちょっとわからないんですけどね。例えばドラム缶の中にある 1 個のボタン電池まで取れとは言わないんだけど、バケツ 1 杯のボタン電池があった時に、そのバケツ 1 杯のボタン電池が全て埋め戻す中に入ったらこれはまずいだろうと、私は思うんですが。

業者：まず最初に、手選別、粗選別というところで展開しまして、例えば有害なものとか、いわゆる埋め戻してまずいものはまず手で取ります。その後、いわゆる 1 日に 300 m³ 選別しますので、基本的には 1 つ 1 つ小さなものまで手で取るというのは保証できないです。

それと鉄類とかにつきましては、別途磁力選別という機械を付けておりますので、いわゆる磁力というのは、鉄類は取れます。ただ全部とれるかは分かりませんが、基本的には鉄類は取ろうとします。非鉄金属については手選別でできるだけ取ろうとします。ただし、先程申しましたように、全てが取れるという訳じゃないということだけはちょっとご理解いただきたいと思います。

住民：それはそうだろうなとは思いますが、どの程度取れるようになるのかというのはちょっと見てみないと実感が分からない。

業者：そうですね、ですからまず1つサイズってことでございまして、25mm というサイズで、その下のものの中には、これも絶対0 って訳でもないですが、比較的目で見ても廃棄物の混入が少ないということで、そこが1つの目安という形で思っております。現場に来られてこのようなものだと、それを見ていただければご実感としてご確認されればと思います。

住民：県の方にお聞きしたいんですけど、これまであの一次対策工事で掘削をして出てきた様々な、本来埋めてはいけないものがありますよね。例えば点滴の瓶だとか、プラスチックだとか、その手のものですね。そういうものが、この工夫によってどのくらいとれるとお考えですか。

審議員（滋賀県）：やってみないと分らんのですけども、今までの経験値で行きますと、その手のものって固まってあるんです。〇〇さんが心配されているようにぼつぼつとある状態じゃなくて、ごそつとやってみると、点滴器なんてのはがさつと集まってきましたよね。だから、ある程度目で見ても固まっているようなものが出てくるんじゃないかなと、もしあるとすればね。それは現場でこう開けた時に、公表できるんじゃないかなと思います。そういう意味合いで、今回の全部と言うのは不可能ですけども、固まったものをよけられる余地はあると思いますし、そこら辺は現場で見ても出せるんじゃないかなと思います。今までの経験からですけども。

住民：まあ、やってみないと分からないところはあると思いますので今ここでどういってもしょうがないとは思いますが、だから初期段階は少し慎重に運転をしていただいた方がよろしいかと思います。

業者：そうですね、先程もご説明あったように、掘削するときもオペさんが掘削しますので、そこに変なものが固まってあるとかですね、そういうところはそこで回収しますので、そういうことをきめ細かくやっていくというのが一般的なやり方だと思いますので、慎重にやらせていただこうと思います。

住民：選別の事なんですけどもね、選別される人数によっても、たくさん選別される方がおられたら、気が付かれますけども、どれくらいの方で選別されるんですか。

業者：今のところだと、総勢19人で考えてます。

住民：で、ベルトコンベアですずっと流れていくところで見てくださいね。

業者：はい、そこにも人を配置します。はい。

住民：確実に選別しようと思ったら、その選別する量についても、多くでなしに1日の量を少なめにするとか、ベルトコンベアのスピードの事やとも関係しますからね。

業者：19名といいますがオペさんも含めて総勢の人数です。当然ものによってはですね、非常に選別しにくいものは進捗スピードとかベルコンのスピードを遅くします。ですから、1日とか月単位年単位でものが違いますので、その辺りはそのものに合わせてやっていくことになります。

司会：他にございませんか。ないようですので、それではこれで議題の4つ目は終わらせていただきまして、最後議題の5のその他のうち、まず責任追及の状況についてということで、資料5の説明を、私の方から説明させていただきます。

まず、報道等でご存知の方もいらっしゃるかと思いますけれども、先日1月23日ですね、旧RD社の元代表取締役と元役員2名の合わせて3名に、行政代執行費用の納付命令というのを発令させていただきました。それが、1.行政代執行費用に係る納付命令の状況という表の一番右の列、欄のところになります。今回出しましたのは、元代表取締役に対しては約3億3千万円、元役員2名につきましては、2段に分けて書いてありますけれども、約7億円と約3億3千万円、合わせて約10億円を請求を致しました。

旧RD社の元代表取締役については、過去平成22年と平成25年の2回にわたって、既に納付命令を出しておりまして、それが表の左の欄と真ん中の欄に書いてるものがございます。今回出しました納付命令、代表取締役に対するものについては全く新しい内容で、二次対策の工事にかかった費用で、平成25年度に支出したものを中心に請求をさせていただきました。

元役員の方につきましては、2段に分けて書いておりますうちの上段の7億円あまりにつきましては、平成25年9月に会社と元代表取締役に出しておりますものとほぼ同じ内容になっております。額が微妙に違ってはおりますけれども、これは資料の裏面を見ていただきたいのですが、参考のところ、今現在県が行政代執行ということで工事を行っている訳なんですけど、元々は関係者に措置命令というものを発令しておりまして、その命令で命じた事が履行されなかったのが県が代わりにやっているということになっているんですけども、その中で会社と元代表取締役に対しては、平成20年5月に4項目の命令を出しております。で、これに対して元役員2名と、後でちょっと説明させていただきますけれども、元埋立現場責任者の計3名につきましては、同じく20年7月に場内浸透水の汚染の防止および当該汚染に起因する周辺地下水の汚染のおそれの防止という内容で、1項目だけですけれども命令を出している。この命令につきましては、会社と元代表取締役に対する措置命令の②と全く同じ内容でございます。

元に戻っていただきまして表面の方の一番右の表の元役員に対する命令額の上段の方の7億円というものが、額が微妙に違っているというのは、今申し上げましたように、元代表取締役に対する内容と元役員に対する命令の内容が異なっておりますので、元代表取締役が4項目という、命令の内容が多い分だけちょっと額も多いということになっております。で、下段の3億3千万につきましては、代表取締役に対して今回出しました3億3千万とほぼ同じ内容になっております。これにつきましても代表取

締役だけに出している命令事項にかかる費用が若干含まれておりますので、額が少々異なっているということになっております。

今回 RD 社について斜線ということになっておりますが、これは以前の連絡協議会でもご報告させていただきましたと思いますが、26 年 3 月 12 日をもって RD 社の破産手続きが終了しまして、会社の存在がもう完全に無くなったということから、今回はもう命令の対象にはならないということになっております。

次、裏面の方の参考のところ、あっちこっちで申し訳ないんですが戻っていただきまして、今回元役員につきましては 2 名に対して納付命令というものを出した訳なんですけど、先程申しましたように措置命令につきましては元役員 2 名と元埋立現場責任者 1 名の計 3 名に出しておりましたが、今回元埋立現場責任者の方については納付命令を出しておりません。

これはその表の※の 2 番のところになるんですけども、平成 20 年に出した埋立現場責任者に対する措置命令なんですけど、平成 20 年当時は不適正な埋立処分を指示すべき立場にあったと考えられたことから命令を出したものであったんですけども、今回元代表取締役以外の 3 人に新たに代執行費用の納付を命令しようとするにあたりまして、額がかなり多額ということもありまして、改めて措置命令に関する資料というものを精査致しました。その中に措置命令を出した後に入手した資料も含まれてる訳なんですけど、これを精査致しました。その結果、平成 20 年に元埋立現場責任者の方に命令は出してたんですけども、今回資料を精査しまして、実際には不適正な処分に関わってたという事実は認められなかったということで、同じく平成 27 年 1 月 23 日付で、この措置命令というものを取消しをさせていただきました。そういう事情もありまして、表の方の表には役員 2 名だけしか出てこないということになります。

次に 2 番の方なんですけども、今現在どれだけ回収できているのかということなんですけど、昨年の 12 月、年末時点ですけども、回収できてますのが約 830 万円ということになっております。これは元代表取締役の方の財産を差し押さえた分もありますし、会社の方が破産手続きを終わった際に残ってた財産を県が回収したというもの等を合わせてその額となっております。

今後につきましてはですけども、今回新たに納付命令を元役員 2 名について出した訳ですけども、納期限を設定しておりまして、その納期限内に納付が無い場合は、強制的に財産の差し押さえ等を行っていくこととなります。来年度以後につきましては、今後二次対策、まだ長い間続いていきますけども、その完了までに要する費用につきまして、毎年度、前年度分に県が支出した額で、順次納付命令を出していくということになります。説明につきましては以上ですが、ご質問等ありましたらお願いします。

住民：質問ではなくて意見です。ここで発言すると記録に残るので、敢えて言わせていただきます。これまで県は、この問題に関しての行政対応検証委員会というのを作って、どこに問題があったのかということをもとめました。しかし、その行政対応検証の対象になったのは、この問題が発覚する以前の行政対応がどうであったのかということに限られていた訳です。しかし我々はですね、確かに RD 社の問題を何故事前に見つけられなかったのかということもあるんですけども、むしろ事件が起きた後

の滋賀県の対応に大変大きな問題があったと、それを反省してもらいたいという気持ちが強くなります。

この処分場の問題が発覚した後、滋賀県は、この関係者への責任追及に全力に取り組むのだと、そのために情報は開示しないという方針を取りました。我々は元従業員の証言や県が握っている処分場のデータを出せと言いましたけども、ことごとく拒否されました。それは何故かという、今後の責任追及に支障があるからだという理由でした。その結果、住民側の怒りはますます燃え上がり、また不安も高まった訳です。方針が変わったのは正木さんが部長になってからです。それから情報を開示して下さって、一緒に住民と対策を考えようというスタンスに変わりました。

今回、この責任追及が困難だということになると、あの時の対応は正しかったのかどうなのかと、そこが改めて問われると思います。責任追及をする為に情報を非公開にしたんだったら、せめてその成果を出してもらいたい。出せなかったのなら、あの段階で情報を非公開にしたことは間違いだったと、行政対応検証をしていただきたい。そういう総括というかね、行政対応の問題をしっかりと捉えて把握していくことが、今後の行政の進め方として重要じゃないかと思います。以上です。

審議員：行政対応検証といいましてもとにかく 2 回に分けてやっておる訳でございますけども、その後の方ですね、その方についても、どんなことをやってきたのかというのも含めて、我々の中で整理をして皆様方にご説明させていただきたいと思っております。

住民：本当にしてくれるんですか。

審議員：ですから。

住民：どの段階で、いつまでに、ちゃんと今の言葉、しっかり聞きましたよね皆さん。行政の対応その後のことをちゃんとまとめて下さるんですね。

審議員：ですからね、責任追及について、それについて我々もやったけれどもなかなか難しいというのはわかりました。これはご説明せないかんとします。そういうことですよね、どういうことをやってどうやったのかなという話については、不十分な点もあると思いますので、これについてはやらせていただく必要があるかなと思います。ただそれが、その、皆様のご希望・ご期待に添えることができるかどうかについては、今回は分からないというのがあります。

住民：私が申し上げたいのはそうではなくて、ガバメントの発想でね、自分たちに任せれば大丈夫だというやり方を取ってこの案件の対策は失敗したんだと思うんですよ。ガバナンスだと。住民と一緒に問題を共有して、対策を練るんだというスタンスを取ればもっと早く、もっと我々が納得する形での解決策は可能だったと思うんです。その反省をして下さるのかどうかというのをお聞きしたいんです。

審議員：ちょっとそこについては、それについてはもう少し中で考えさせて下さい。それについては。

司会：他にご質問等ございますか。それでは議題のその他の最初の責任追及の状況についての報告は以上にさせていただきまして、次に本日追加でお配りした資料ですね、「浸透水処理水の場内における循環利用について」という資料について、鴻池 JV さんの方から説明をします。

業者：再び鴻池 JV です。浸透水の処理水ですね。昨年 9 月から浸透水の処理水で処理施設、稼働しております。今、そのままの処理した水は下水の方に放流する形になっておりますが、ちょっと現場の方でこの処理した後の水を使わせていただけないかというご相談でございます。

主要な目的としましては、主に場内の散水ですね、埃が立たないように散水車に入れて場内を走って撒くというのが主な目的でございます。あといくつか書いてありますけども、ちょっと清掃に使うとか、暑いときにテントを冷やすのにスプリンクラーで撒くとか、そういう形のことを考えております。場内の散水がメインでございますので、この処理した水、再利用した水が、またほとんどは蒸発してしまって流れ出るということはあまり無いと思います。でも全然無いとは言えませんので、流れた水はどうするのかといいますと、ずっと場内に排水溝を設けておりますが、その排水溝をずっと通って、もう 1 枚の図面の方ですね、左の下、赤く「釜場ポンプ」と書いてありますけども、場内の水は今、上の水は全部ここに溜まる形を取ってます。そこでまた汲み上げまして、処理水の方に入れて、また処理すると、そういう形でぐるぐる回すという形を取らせていただきたいというご相談でございます。

使用量としましてはちょっと書いてありますけども、散水とかスプリンクラーとか場内清掃、洗車設備への給水、多くて 30m³、使うのは夏がほとんどだと思うんですけども、夏に暑いときに場内に撒くような、というふうになります。冬ですとちょっと雪が積もったりしたときに、入口の坂が登れなくなるのでそこにちょっと撒かせていただくとか、そういう形を取りたいんですけども、いずれにしる場外に出ることはございません。全部また処理施設の方に戻りまして、処理して外に流すと、そういう形を取らせていただきたいと思ひましてちょっとご相談に参りました。

司会：今の説明にご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは。

住民：すみません。

司会：はい。

住民：今の問題の直接の質問ではないんですけども、処理前後の水質についての報告がまだ無かったと思うんですけどね、今まで。やっぱりあの現在も処理をどんどんされ

ていらっしやる訳でしょ。処理前後の水質についてどういう状況なのか、是非お知らせいただければ、ご報告いただければと思います。

主任技師：じゃあ、〇〇さんの方に、作りまして、まとめてお渡しすると。

住民：そうですか。皆さんに分かるように。

室長：次回議題としてあげさせていただきます。

司会：他にございますか。それでは、最後になりますけれども、前回の開催結果についてということで、よろしくお願いします。

参事：資料 6 をご覧下さい。第 10 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会の開催結果でございます。日時は、平成 26 年 11 月 27 日(木)19:00~20:30。場所は栗東市コミュニティセンター治田東、ここでございます。質疑の概要でございますけれど、1 番、平成 26 年度第 2 回モニタリング結果について。経堂池の SS が上がったのは何故か、という質問がございまして、これに対しまして、台風による大雨で池の底泥が巻き上げられたこと、および周辺の山等から濁水が流入したことによるものと思われまして、回答させていただきました。続きまして、手を加えなくては昔のきれいな池に戻らないのではないかと、という質問がございまして、これに対しまして、今後も様子を見たいと、回答させていただきました。

それから数字では基準を満たしているが、作った米の安全性について検査をしてももらえないか、また県で買取り等してもらえないかという質問がございました。これにつきましては、過去市の調査で安全性が確認されており、今年 2 月に自治会の総会において説明させてもらった。希望があれば問題ないということを知りたいと、回答させていただきました。

それから、H24-S2 において 1,4 ジオキサンが検出されている、自然界にあってはならない物質であり、基準値を下回っているからといってよいものではない、というご意見がございました。これにつきましては、今後もモニタリングで確認していきたい、工事を進めていくなかで高くなっていくかもしれないので、できるだけ外部に出ていかないようにしたいと、回答させていただきました。それから、モニタリング結果の一覧表が付いていないというご指摘がございまして、これにつきましては、今後は付けるようにしたい、今回は工事情報等と一緒に配布させていただきますと、回答させていただきました。

続きまして 2 番、有害物掘削における掘削量および搬出量についてでございます。m³ 数は埋まっているときの容積か、掘削後の容積かどういった意味があるのかというご質問がございました。これに対しまして、推定値以外は全て地山土量(埋まっているときの容積)です、また斜字体は推定値ですが、このうち産業廃棄物(ドラム缶およびその内容物が浸潤した廃棄物土)は、地山の土の比重 1.8 で重量を割って算出したものと、回答させていただきました。それから資料 2 で明らかになったように、

掘ってみないとわからない、どこにどういったものがどれだけ埋められていたのかという実態解明を二次対策工事の中で進めて欲しいというご要望がありました。これにつきましては、了解しましたと回答させていただきました。

裏面に参りまして 3 番、底面遮水工における事前調査ボーリングの結果(中間報告)についてでございます。No.10-4 と No.11 を結んだ直線上に粘土層確認のためのボーリングが必要ではないかのご指摘がございました。これに対しまして、ご指摘の箇所は必要と考えており、今後調査を進めたい、今日は中間報告ということで、ご理解いただきたいと回答させていただきました。

それから過去に市の調査委員会において、横山先生からガス化溶融炉の下にも粘土層の破損箇所があるのではないかとのご指摘があった。見直しをしなくてもよいのかというご質問がございました。これにつきましては、過去のデータをもう一度洗い直してみたいと回答させていただきました。それから、粘土層破損の範囲が予想と違ったのは何故かというご質問がございまして、これに対しましては 30m メッシュでボーリング調査を行い、有害物が見つければ更に 10m メッシュで調査を行った。今回の追加調査では 20m 奥まで広がったが、30m メッシュのなかで広がったものであり、調査の限界があったためですと回答させていただきました。

4 番、その他。手違いによりスクリーンで進捗状況の写真をお見せできなかったので、印刷したものを工事情報と一緒に配布させていただくか、ホームページにアップさせていただきますとお伝えしました。これにつきましては、ホームページにアップさせていただいております。以上でございます。

司会：今の説明につきまして、何にご質問等ございますか。

住民：あの今言われました、ガス化溶融炉の下のデータをもう一度洗い直すと。これはされたんですか。

審議員：データについては確認いたしました。我々の中で漏れてるデータはございませんでした。それで、先程説明が足りなくて申し訳なかったのですが、過去からのデータを整理しましたところ、ガス化溶融炉の下の Kc3 という粘土層は削られていないことを確認いたしております。もし必要でしたら、ちょっと資料用意してなくて申し訳ないんですけども、こういったデータはございますので、お配りさせていただきます。

司会：よろしいでしょうか。他にございますか。それではこれで予定の議題はすべて終了したんですけども、最後に何か皆さんございますか。

住民：責任追及のところなんですけども、この 2 ページ目ですけど、2 ページ 3(1)ですか、納付命令を出された訳ですね、元埋立担当役員に。それで、納期限内に納付が無い場合というんですけども、納付期限っていうのはいつなんですか。

司会：2月4日です。

住民：2月4日。

司会：はい、4日ですね。

住民：それは今年2月4日ですか。

司会：そうです、来月の2月。

住民：分かりました。探したけど、どこにもなかった。

司会：他にございますか。それでは無いようですので、これで第11回の連絡協議会を終了させていただきたいと思います。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。